

令和5年度

羽曳野市職員倫理条例の運用状況について

羽曳野市職員倫理条例（平成31年羽曳野市条例第12号。以下「倫理条例」といいます。）第12条の規定により、令和5年度の職員倫理に関する状況について、以下のとおり公表します。

（1）職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について

① 贈与等報告書の報告の状況

次に掲げる場合が対象となります。

- ア. 職員が事業者等から1件につき5,000円を超える贈与等を受けた場合
- イ. 職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対して、職員が1件につき5,000円を超える報酬を受けた場合

令和5年度	0件
-------	----

② 講演等届の届出の状況

職員が利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行った場合が対象となります（ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項に基づく営利企業等従事制限許可を受けた場合を除きます。）。

令和5年度	0件
-------	----

③ 飲食許可の状況

職員が利害関係者と自己の費用を負担して共に飲食をする場合が対象となります。

令和5年度	12件
-------	-----

④ 倫理条例等に違反することを理由として行った懲戒処分等の状況

職員が倫理条例等に違反したとして行った懲戒処分等が対象となります。

令和5年度	0件
-------	----

